

令和 8 年度第 1 回府中市障害者計画推進協議会議事録（案）

■日時：令和 8 年 4 月 2 4 日（金）午後 2 時

■場所：府中市役所おもや 4 階 第 1 特別会議室

■出席者：

＜委 員＞

曾根直樹、北條正志、寺澤元一、恩田興一、石川謙一、山口真佐子、永井雅之、中川さゆり、高橋史、相賀直、雨宮正治、星千賢、高橋美佳、柴田悦子

＜事務局＞

福祉保健部長、福祉保健部次長兼高齢者支援課長、障害者福祉課長、障害者福祉課長補佐、児童発達支援センターはばたき所長、障害者福祉課係長、障害者福祉課主査 3 名、障害者福祉課主任、障害者福祉課事務、地域福祉推進課長、地域福祉推進課長補佐

■傍聴者：なし

■議事：

1. 前回の会議録について
2. 次期障害者計画の基本的考え方について 【資料 1】
3. 次期計画者計画 障害福祉計画・障害児福祉計画 計画の体系（案） 【資料 2】
4. その他

【事前配付資料】

- ・令和 7 年度第 5 回府中市障害者計画推進協議会会議録（案）
- ・資料 1 府中市障害者計画 障害福祉計画（第 8 期）・障害児福祉計画（第 4 期）の基本的考え方（案）
- ・資料 2 府中市障害者計画 障害福祉計画（第 8 期）・障害児福祉計画（第 4 期）計画の体系（案）

【当日配付資料】

- ・次第
- ・席次表
- ・計画の体系
- ・資料訂正及び事前質問について
- ・国からの基本的な指針の改正後の概要

議事

■会長

府中市障害者計画推進協議会を始めます。会議はおおむね2時間程度を予定しています。どうぞよろしくお願いいたします。始めに出席者の皆様について、事務局から報告をお願いいたします。

■事務局

障害者福祉課の菅と申します。本日の委員の出席状況ですが、18名中17名にご出席いただいております。本協議会規則第4条第2項に規定する定足数を満たし、会議が有効に成立しておりますことを報告いたします。また今回につきましても障害福祉計画（第8期）・障害児福祉計画（第4期）策定に向け、業務委託事業者の株式会社生活構造研究所より半田様と平尾様にもご出席いただいております。ここで本会議より3名の委員が人事異動等により改選されましたので、新しい委員の方一言ずつご挨拶をいただきたいと思います。まず地域生活支援センターみ～なの柴田様、お願いいたします。

■委員

初めまして地域生活支援センターみ～なの柴田と申します。よろしくお願いいたします。本当に初めての参加でわからないところだらけですが、勉強しながらいろいろやっていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

■事務局

ありがとうございます。府中市立心身障害者福祉センター、府中市社会福祉協議会より雨宮様お願いいたします。

■委員

こんにちは。前任の吉井というものが今まで参加させていただいていましたが、心身障害者福祉センターの施設長を引き継ぐ形になりました雨宮といいます。よろしくお願いいたします。

■事務局

なお東京都立府中けやきの森学園泉委員におかれましては本日ご欠席のため、事務局からのご紹介とさせていただきます。また事務局も

令和 8 年 4 月より着任した職員がおりますので、新任の職員のみご紹介させていただきます。府中市福祉保健部次長兼高齢者支援課長の渡邊でございます。

■ 渡邊次長

渡邊と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

■ 事務局

同じく福祉保健部障害者福祉課課長補佐の江内田でございます。

■ 江内田課長補佐

江内田と申します。よろしくお願いいたします。

■ 事務局

事務局からは以上となります。

■ 会長

ありがとうございました。今回、資料ものすごく精緻に分析していただいているいろいろな傾向がよくわかるなと思って生活構造研究所の皆さん大変だったと思います。ありがとうございました。では事務局から資料の確認をお願いいたします。

■ 事務局

それでは資料の確認をさせていただきます。まず事前に皆様に送付しております資料が 3 点ございまして、1 つ目「令和 7 年度第 5 回府中市障害者計画推進協議会会議録（案）」でございます。2 つ目が資料 1 「府中市障害者計画 障害福祉計画（第 8 期）・障害児福祉計画（第 4 期）の基本的考え方（案）」でございます。続きまして 3 点目が資料 2 「府中市障害者計画 障害福祉計画（第 8 期）・障害児福祉計画（第 4 期）計画の体系（案）」になります。その他、本日机上に置かせていただいております資料が「次第」、「席次表」、「計画の体系」、こちらは A 3 の様式になっております。もう 1 つ「資料訂正及び事前質問について」というホチキス留めのものがございます。現在職員が配布しておりますのは「国からの基本的な指針の改正後の概要」というものになります。資料の過不足等ございましたら挙手をお願いいたします。また本日計画の冊子を確認しながら会を進行いたしますが、もし計画

の冊子お持ちでない方でこちら閲覧するものがございますのでご入り用の方は挙手をお願いいたします。資料の確認は以上でございます。

■会長

では議事に入りたいと思います。今日の議題は2番と3番が中心ということですが、その前に前回の会議録について事務局から説明をお願いいたします。

1. 前回の会議録について

■事務局

前回の会議録についてご説明させていただきます。今回は事前に内容についての修正はいただいていたので資料としては配布しておりませんが、1点訂正がございますのでお伝えさせていただきます。議事録の1ページ目の出席者の委員の部分ですが前回委員が欠席をされていましたが、今回記載がされておりました。申し訳ございません。こちらの部分は訂正させていただきます。その他、訂正がないようでしたら、こちらの内容でご承認ということで所定の手続きの上、会議録の公開を予定しておりますがよろしいでしょうか。

■会長

皆さんよろしいですか。

(発言者なし)

■会長

では公開の手続きをお願いいたします。

2. 次期障害者計画の基本的考え方について

3. 次期計画者計画 障害福祉計画・障害児福祉計画 計画の体系
(案)

■会長

それでは議事の2と3、次期障害者計画の基本的考え方についてと計画の体系案について、これは一括でご説明ということでよろしいですか。ではお願いいたします。

■事務局

ご説明させていただきます。それでは資料1をご覧ください。前回の協議会では基本的考え方について、皆様からご意見を様々ないただき、基本計画の協働・連携の部分を基本理念に位置付け直す考え方やそれに伴い、基本目標を増やすといった点についてご意見をいただいております。その際、次回会議では案を2つ用意して次回の協議会でお示しすることをお伝えしておりましたが、本市の障害者計画としてどのような構成がわかりやすいか、基本目標や視点の関係性を計画全体の中でどのように整理するのが適切かを検討した結果、事務局として1つの方向性を示した上で、その内容についてご意見をいただく形が協議会としての議論を深めやすいと判断いたしました。そのため本日は前回いただいたご意見を踏まえつつ、基本目標と視点の考え方を整理した案をお示ししております。それでは前回から変更した部分についての説明をさせていただきます。資料2の体系案と合わせてご確認いただけたらと思いますが、まず資料1の確認になります。前回から目標の順番も変更しておりますので、そちらも合わせて説明させていただきます。まず資料1の基本目標についてですが、基本目標の1つ目には「安心して地域生活を送るための仕組みづくりの推進」とし、障害のある人が地域で生活していく上での土台となる障害福祉サービスや、生活を支えるサービスに関する内容を持ってきております。次に基本目標2として「相談支援体制と情報提供の拡充」として、生活の中で困りごとが生じた際の窓口や支援についての目標を持ってきております。基本目標3は「差別解消、権利擁護の推進及び虐待の防止」としております。その次に基本目標4として「協働・連携で進める地域共生のまちづくりの推進」とし、地域全体で支え合う仕組みづくりに関する目標を続けております。基本目標5に「障害のある人の社会参画の推進」としており社会参画や就労、地域活動に関する内容を配置いたしました。最後に基本目標6として「障害のある児童への支援の充実」を位置付けております。このように本市の障害者計画全体を、生活を支える基盤から社会参画、そして次世代を支える取り組みという流れを意識して整理いたしました。前回からの変更点としましては基本目標1を現計画の表現に戻しているという部分になります。次に資料1の視点の部分について説明いたします。まず視点3については前回のご意見で「つながり合い」や「支え合う」という言葉は残した方がいいというご意見でしたので、視点3の表現を現計

画と同様の内容に戻しております。視点4につきましては前回の視点3、4に「配慮」という言葉が被さって2度使われておりましたので、統合した表現に修正しております。続きまして、視点5につきましても現計画の内容に戻しております。最後に視点7を追加し、ケアする人への支援として「福祉を支える側への支援」という言葉を入れております。資料1についての説明は以上になります。続いて次期障害者計画、計画の体系案について説明をさせていただきます。資料2と本日配布させていただいた資料訂正及び事前質問をご確認ください。今回資料2の概要について事前にいくつかの質問をいただいておりますので、そちらへの回答を本日お配りした資料には記載をしております。今回解説については質問を受けて内容を訂正している部分について訂正箇所をお伝えさせていただきますので、質問内容や回答の詳細は各自お読みいただければと思っております。まず資料の修正点についてお伝えさせていただきます。資料2の体系案について、一番上のところに基本目標、方針、取組と記載がありますが、こちらの取組の部分については施策に変更になります。続いて基本目標1の（4）の④「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの検討」の部分についてですが、検討という言葉を進捗に訂正いたします。続いて基本目標3の（3）の①の部分に「障害者虐待の早期発見・早期対応、擁護者支援」の「よう」の漢字の養うという字が誤りになりますので、こちらを修正をお願いいたします。続きまして基本目標4の（2）の②の「だれでもトイレの整備拡充」の部分ですが、だれでもトイレではなくバリアフリートイレに変更になります。続いて基本目標5の（1）の③「障害のある人の参加による多様な計画の推進」とありますが、「参加」という言葉を「参画」に修正いたします。続いて基本目標6の（2）の④「医療的ケアを有する子ども等への支援」というところですが、「医療的ケアを有する」ではなく「医療的ケアを要する」という表現に訂正をいたします。説明が1つ漏れておまして基本目標1の（5）の部分になりますが、①、②とありますがここに③が追加されて、「介護者への支援」という言葉を追記いたします。以上が資料の訂正箇所になります。では資料2について説明をさせていただきます。上から順番に説明させていただきます。基本目標1の「安心して地域生活を送るための仕組みづくりの推進」の部分についてですが、方針としては「地域生活を支えるサービスの充実」に関する部分に元々「健康づくりへの支援」及び「介護者支援」という項目が現計画では入っておりましたが、こちらを取組から外しそれぞれ方針の

中に位置付けをしているという部分が現計画からの変更点になります。また現計画において方針として記載していた精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの検討、及び感染症対策の推進については、方針の「健康づくり・保健医療の充実」の中での取組に含める整理としております。続きまして、基本目標１の（２）「安心して生活できる住まい・環境づくり」について解説いたします。こちらの施策では、「地域生活支援拠点の運営」を引き続き重点の取組とし、住まいを選択する機会の確保や民間住宅への入居支援といった内容については「居住支援の仕組みづくり」という表現に統合しております。次に（３）「地域における見守り・支え合いの推進」についてですが、現計画では協働・連携で進める地域共生のまちづくりの推進に位置付けていた内容を今回こちらに移動しております。この内「地域での交流・活動の促進」及び「地域の福祉人材の確保」については本方針に残している形になっております。一方で団体支援等に関する取組については、基本目標４「協働・連携で進める地域共生のまちづくりの推進」の中の（４）「障害者福祉団体の活動支援及び協働」という方針名で整理しております。基本目標１についての説明は以上になります。続きまして基本目標２について説明させていただきます。ここでは今回新たに（１）「基幹相談支援センターを中心とした相談支援ネットワーク」と（２）「多機関協働による包括的な相談支援体制の構築」という方針を設け、それぞれ相談窓口や相談体制の充実に関する取組を整理しております。続いて基本目標３について説明いたします。基本目標３では（１）「障害の理解と、障害のある人への差別解消の推進」という部分では、合理的配慮義務の普及や市及び関係機関職員の障害理解の促進といった内容を施策として追加しております。また（２）「地域における権利擁護と意思決定支援の充実」では、自己決定支援のための支援体制の充実を新たに位置付けております。更に（３）「虐待・ハラスメントの防止」については、現計画の障害のある人に対する虐待の防止から整理を行い、「障害者虐待の早期発見・早期対応、擁護者支援」と「地域・学校・職場におけるあらゆるハラスメントの防止」という構成に修正しております。続きまして基本目標４について説明いたします。方針の主な変更点として、（３）「福祉人材の確保・育成・定着支援」、（４）「障害者福祉団体の活動支援及び協働」、（６）「災害時要援護者支援の体制づくり」を新たに位置付けています。特にアンケート調査においてご意見の多かった災害時の体制づくりを重点にしております。次に基本目標５について説明させていただきます。ここでは

「地域活動への参加支援」という方針を新たに設け、「障害者が安心して参加できる活動の場づくり」、「社会的企業への支援」、「参加支援に関する福祉事業所や地域福祉推進団体との連携」といった施策を追加しております。最後に基本目標6についてです。方針については表現の整理を行っておりますが、施策の内容については大きな変更はございません。ただ（１）「乳幼児期から学齢期までの切れ目のない支援体制の充実」では、「子ども発達支援センターはばたきの機能強化」を位置付けております。また（２）「共に学び育つ教育・療育・保育の連携」に「医療的ケアを要する子ども等への支援」を追加しております。重点施策につきましては現計画同様、基本目標ごとに１つから２つ配置しております。前回から変更しているものと今回設定したものの中から重点を選定しております。事務局からの説明は以上になります。

■ 会長

ありがとうございました。前回の計画の資料2に該当するものは58ページ、59ページに掲載されていますので、それと見比べながらここが新しくなったのかなということを確認いただければと思います。もう一つ最後に事務局から配っていただいた国の障害福祉計画の基本指針、こちらの方は国の示している指針になりましてこれと市のこれから立てる計画との関係というものを見ていただきながらご意見をいただけたらと思います。事務局としては今日この2つの資料をある程度皆さんが合意出来るところまで意見交換をしたいというご意向ですので、まず資料1の方で何かご意見がありましたらお願いします。はい。では委員、どうぞ。

■ 委員

私の理解が不十分であればお許しいただきたいのですが、今回いただいた議事録の38ページの最後の方に10分ぐらいかけて論議したと思うのですが、支援者への支援体制の充実を基本目標の方に入れるべきではないかということで合意があったと思うのですが、ケアラーというような言葉については事務局の方にお任せということですが、支援者への支援体制を充実すべきということを上を持ってくるべきだということ合意があったように記憶しているのですが、項目を増やしてもいいし集約したら項目にまとめてということでも、そこら辺のところを論議したと思うのですが、それについて抜けてしまってい

るのは他のところに入ってきているのはわかったのですが、基本目標に入れるということで合意したつもりですが、その点いかがでしょうか。

■ 会長

事務局から説明をお願いいたします。

■ 事務局

今ご指摘いただきましたのが前回の会議録の40ページの委員のご意見、38ページから39ページの委員のご意見で、ケアラーに対する支援の盛り込み方というところでございますが、こちらのケアラーという言葉が事務局としても検討したところ介護者やご家族もケアラーに一致するといいますかほぼ同意義というふうに捉えまして、目標の方に盛り込むことは今回しておりませんが、方針のところの1の（5）「介護者支援・家族支援」というふうにさせていただきました。以上です。

■ 委員

その時は会長も別立てでここに書くべきではないかということで、2番の相談支援体制とは全く違って支援者への支援というのがここに書かれていないということで、別立てで書くべきではないかというふうに合意したと私は認識しているのですが、違いますか。

■ 会長

前回の議事録の40ページのところで委員からは確かにそういったご意見があって、委員から要素として入ってあればいいのではないかというご意見があって、そこはどっちにするということは結論としては出さなかったと思うので、両方の考え方があるということでそこで議論としては終わっているように見えるのですが、40ページのところに委員のご発言、それからその次の私の発言が出ていると思うのですが、そちらを読んでいただくと記録されていると思いますけれども。では委員。

■ 委員

私は前回の会議では位置としてどこに入れるか基本目標というところ、それからもう1つ今回の計画の考え方の視点7に「福祉支える側

への支援」ということでこの福祉を支える側というのは家族、ケアラーも入るということをご説明いただいたところで、基本目標の重みと計画の考え方の視点7の重みの違いというのは、私はよくわからなくてそこがわからないので基本的に形式論はこだわらないだけで、それでどこでもいいということでは言っているのですが、委員の合意があったというご認識なのですよ。それは合意になっていないというふうに考えるのか否かということになると思います。私自身は、ケアラー支援はものすごく大事だと思っていて、運動もやっています。それはそれとして位置付けとして基本目標の方が重いというような認識が市側にあるのであれば、それは基本目標の方に入れていただけるといいと私は思います。視点7に少し書いてあるよりは基本目標に正々堂々と書いてある方が、重みがあるというふうに捉えるべきものであればその方が私はありがたいと思います。 以上です。

■ 会長

ありがとうございました。まず前回そういう結論になったということは、議事録上はそういうふうに読めない感じがするのですが、そこについては、委員はいかがですか。

■ 委員

そこは私の理解不足ということでご容赦いただきたいのですが、全体の流れはそのようなニュアンスで受け止めている、それは未だに変わらない。

■ 会長

その上で一応ここはペンディングの状態になっていて、事務局からは今回の案が出されてきたということで基本目標には入れず、方針のところには「介護者支援・家族支援」ということが謳ってありますので、方針のところに入れたという整理を今回案として示していただいたので、今日はこの全てに対してご意見を賜る機会ですので、改めて委員から基本目標に上げるべきだということであれば、そういったご意見を出していただくのは結構かなと思います。いかがでしょうか。

■ 委員

委員もおっしゃったように目標というのは重要だと思うので、そこ

のところを重点的に市としてしましたよということを示す意味でも、やはり目標に入れるべきではないかというふうに改めて思います。

■ 会長

ありがとうございました。これは1つご意見として出していただいたということで関連でも結構ですし他のご意見でもいいですし、いかがでしょうか。委員。

■ 委員

今回の調査の資料は本当に大部なものを克明に調査いただいたことを思って、勉強になりました。ありがとうございます。市側と担当された事業者の方には深く御礼申し上げたいと思います。非常に深く理解しました。その上でこの調査は生かさないといけないので、今回の資料1と2についても詰めていきたいと思います。資料1について初歩的な質問なのですが、今回順番が入れ替わっていますよね。例えば「安心して地域生活を送るための仕組みづくりの推進」は以前の5から1に上がり、相談支援体制は4から2に上がり、差別の方は前と同じ、協働・連携で進めるが1から4に、この順番の入れ替えというのはどういうふうに理解すればいいのでしょうか。検討が終わっている或いは軽めになってしまった、或いは調査の結果を踏まえて優先順位を変えたというふうに受け止めるべきでしょうか。

■ 会長

ありがとうございます。重み付けという意味なのかどうかということですかね。では事務局から説明をお願いいたします。

■ 事務局

先ほどこちらからご説明したところと重複いたしますが、今回生活を支える基盤というところから社会参画、次世代への支え、取り組みということでの流れを意識したということであり、優先順位ということではなく、あくまで順番というところで今回流れを少し変更したというふうにこちらは整理いたしました。

■ 会長

委員、いかがですか。

■委員

そういうことであれば結構です。6番目は障害児への支援でこれはものすごく大事な話なのですが、6番になっているからと言って軽く扱われるものではないという理解であります。ありがとうございました。

■会長

もし流れということであると子どもから大人になると考えたら、やはり子どもの部分が最初に来た方が流れとしてはすっきりすると思います。これだとしても子供の部分が付け足しみたいな感じにどうしても見えてしまう、これは国が障害福祉計画、障害児福祉計画というふうに並べているので、それに揃えているということは理解するのですが、でも計画の中に入っていればいいのもし流れということで見れば子どもの部分が最初に来た方が、子どもの部分と大人の支援があって相談というのは共通になりますよね。差別の解消とか協働とか社会参画というのは社会生活を支える上で必要なことになりますから、子ども、大人に関わらず全てに係ってくるので流れということだと、私はこれが1番かなと思ってしまうのですがいかがでしょうか。大胆な変更かもしれませんが、たぶん他の自治体も全部大人があって子どもが来るというふうにしているとは思うのですよね。国が障害福祉計画、障害児福祉計画というふうにしているのでそれに合わせていると思うので、別に国に弓引こうとかそういう意図はないのですが、これも1つの意見として言わせていただいていかがでしょうか。先ほどの介護者支援のことなのですが委員はどうでしょうか。それを基本目標に上げるということについて。

■委員

どこを重点にするかというところと、先ほど委員が言っているところと共通はしているのですけれども、1の要素にも入っているように感じますので、視点7を新設したというところというところは評価出来る点なのではないかというふうなところなので、必要かと思えます。気になったのは国が新しい指針を出したというところ、府中市としては国の指針に関してはどのように反映したのかというところを教えてくださいたいと思います。

■会長

では国の指針と新しい計画案との関係をどう捉えているかというご質問ですが、いかがでしょうか。

■事務局

今回お配りしております国からの改正後の改良ということで、基本的指針が国の方から都道府県と市町村の方に向けて発出されております。その内、こちらの基本指針の中から地域の現状に合わせて計画の方には取り組むということで市としては認識しておりますので、基本的指針の概要全てを計画に盛り込むということではなく、アンケート調査の結果や府中市の地域の現状を踏まえて基本的指針を参考にしてというところでございます。

■委員

ありがとうございます。本指針の構成の第2の辺りが今回の府中市の基本目標と近いところにあるのかなと思っていて、国の指針の改正案を見ると福祉人材の確保とかをトップ出しして伝えているというところかというと、基本目標に入ること自体は問題ではないかなというふうには思います。追加していただくという方法も1つかなと思いました。気になったのは例えば1番の障害者施設入所者の地域生活への移行に関しては方針、取組のどこに当てはまるのかなというところが気になったところです。

■会長

地域移行について、明文としては書かれていないということですよ。これをどこで読めばいいかというご質問です。

■事務局

地域移行に関しましては現計画でもサービス内容の見込み量ということで青い方の冊子で98ページからですが、サービスの内容というところでそのあとに目標ですとか、特に107ページのところですとサービス見込み量というところが続いておりますので、サービスの見込み量に関してはここで読み取れる、目標値もここで設定をするというふうに認識しております。施設入所のご質問でよろしかったでしょうか。

■会長

地域移行です。前回の計画ですと59ページなのですが、5の「安心して地域生活を送るための仕組みづくりの推進」の「安心して生活できる環境づくり」の④「地域生活への移行と定着」というのが明文で書いてあるのですが、今回は落ちてしまっているのですね。そうだとするとどこに入るのかということですね。

■委員

もしないのであれば追加していただく必要があると思います。以上です。

■会長

これは施策の方に復活して加えるべきというご意見として伺ってよろしいでしょうか。ありがとうございます。その他にいかがでしょうか。私から介護者支援のことについて意見を言っていいたいでしょうか。資料2でいうと方針のところに「介護者支援・家族支援」となっていて私はこの位置付けの方がいいのではないかと思います。その理由は何かという基本、障害福祉計画、障害児福祉計画は要するに本人を支援するための計画という位置付けだと思うのですね。家族支援というものを並列にした場合、家族支援を優先して考えたらたぶんこれまでもいろいろな取り組みがあつて、それは当事者にとってはむしろマイナスになってしまったようなこともあったのではないかなというふうに思います。私はこの間、入所施設に関する原稿を頼まれて書いているのですが、例えば入所施設はそもそも障害のある人を保護して欲しいという家族の要請で出来たもので、本人が作って欲しいというふうに望んだものではなかったという整理だと思うので、本人を支援するということが前提にあつてそこを支える一員として家族がいて、そのための家族支援を考えるというふうにある程度順番をつけておかないと家族支援を優先しようというふうになると、今度は本人の支援と相反するようなことが起きてくるということも考えなくてはいけないのかなというふうに思うので、やはりまず基本目標のところは本人の支援というところをしっかりと中心に置いた上で、でも本人を支える一員としての家族への支援も大変重要になっていますから、そういった位置付けの中で家族支援を考えるというふうに整理した方が計画そのものの筋は通るのかなというふうに考えたのですが、委員、いかがでしょうか。

■委員

おっしゃることはわかるのですが、今言ったようなマイナス部分を払拭していくためにもやはり介護者を支援する体制を作っていくということが表に出てきた方がいいというふうに感じます。それを中心ということではなく、それをきちっとした形でいい形でサポートすることによって今言ったような弊害が少なくなっていくのではないかという考え方もあるかなと思います。

■会長

わかりました。では今のことについてもご意見があれば、委員。

■委員

ケアラー支援という発想が出てきたのは脳性麻痺の障害団体の青い芝の会の横田弘さんが障害者殺しの論理という本を出していらっやって皆さんお読みになったと思いますけれども、それはやはり当事者と家族との葛藤関係が生まれたという歴史を持っています。その歴史の背景には国や行政がケアを当事者、或いは家族に丸投げしていたという歴史があり、それが介護殺人だとか親と当事者との葛藤関係を生んでいたという側面があります。ですから私たちは、目標は脱家族型ケア、家族に依存するのはもうやめようと、脱家族依存のケアであって家族に依存してはだめなのです。社会資源を十分整備して家族はそこから離れる。それがかなり北欧の方では進んでいるわけです。ところが日本はそれから程遠い状況にある。その中で今回の調査にも多くの面が出ていますが、家族に対する依存度がものすごくまだ高い我々は、理想は家族ケアから脱する。でもそれに至るまでは相当な期間がかかる。その期間、社会資源が十分整備されるまでの間は家族を支援しないと当事者との共倒れが生じるということが現に起こっているわけなので、だから我々は家族支援というものを現実策としてやってくれということなのです。我々は別に当事者と家族との支援がお互いに利害対立があって家族を優先する、或いは当事者を優先するというどちらの話ではなく、両方を支援することによって当事者の環境も良くなり、回復していく、リカバリーしていくという考え方に立っております。だから私は、そこは対立していないものとして捉えなくてはいけなくて、家族に対する支援が優先されれば当事者が犠牲になるということは大きな誤解になるので、我々はケアラー支援条例の運動の中ではそれは強調しているところなのです。家族を支援すること

が当事者への支援にも繋がっているというところを我々は強調しているわけです。全く対立するわけではありません。そこは対立するとなると予算が限られているのでパイの取り合いになって、結局は当事者と家族が喧嘩になってしまう不毛な議論になってしまうので、私はその議論は注意しなければいけないというふうに考えております。話が長くなって申し訳ございません。それで介護者支援と家族支援、この基本目標に入れるかどうかというのは神学論争になってしまうという印象になっていて、その議論をしているとなかなか落ち着かないだろうと思っていて、明確に1の(5)に入れていただいたというのは非常に大事だと理解しております。それでついでに質問表を出したのは1の(5)の施策の部分で①家族会の活動支援というふうになっているので私は家族会への支援というふうには言っていなくて、家族への支援を期待しますと言ったのは、家族会の支援でそう読めるのですという市側の回答があってこれはおかしいのではないか、家族会というのはまた別の話なので家族と分けるべきだと思っていて、1ページ目の一番下のケアラー支援という形で明示しておくべきだろうと思っています。それが私の意見です。以上です。

■会長

ありがとうございます。今のは先ほど③で追加になって介護者への支援を追加しますということだったので、そこはケアラー支援ということで。それでいいですか。

■委員

それで結構です。

■会長

基本目標にするかどうかは神学論争になるからしない。

■委員

私はね。そこは深入りしてもあまり言葉尻の話になってしまって、実質的ではないかなと思っているのですね。

■会長

そうかな。

■ 委員

そこはどうぞ全然反対ではなくてやってください。

■ 会長

だから結局当事者に対する支援の充実ということが結果として家族への依存を減らしていったって、家族支援に繋がるという考えは私も同じように思います。そうだとするとやはり当事者に対する支援を充実させる、結果として家族への依存が減るという関係だとすると基本目標に上げるのは当事者に対する支援で、その結果としての家族の負担軽減という位置付けがいいのではないかと。

■ 委員

今回の調査を見ても身体障害の特性と精神障害、知的障害の特性が違うので、精神障害と知的障害の方は親に対する依存度というのがなかなか抜けきれない部分が明確に出ているので、私はこれを評価したい。それはやはり重視しなくてはいけなくて今あるように親から離れていくのが自動的に良くなるかということ、今のグループホームの実態などを見ているとお粗末です。そんなの完全に与えることは出来ません。身体障害の方は特性として自己主張も出来るし頭のいい人もいっぱいいるわけけれども、精神障害と知的障害になると弱くなるので、支配と非支配の構造がグループホームや福祉施設の中である。だからそれは完全に施設だけに家族から離せないというものではない。やはり私たちは、理想は理想として掲げるけれども現実的には家族から抜けきれない部分があるのだよ。だからその部分が多くの方でここでも経済的な負担とかいろんなところで出ていますので、そこは家族の支援が大事だということを私は言います。だから障害当事者への支援さえやれば家族の負担は自動的に減るという帰結にはならないということは強調したいと思います。

■ 会長

委員。委員の次に委員。

■ 委員

会長のおっしゃることもそうかなと思いつつ例えば高齢者分野に入ってしまうかもしれませんが、認知症のご家族の支援といった時にこれを必ず社会全面的に委ねるという形ではなくて家族の中でどうす

るかということを国民全体が学ぶということは、非常に意味があることで丸投げするのではなくて家族の中でそれをどのようにしていい形に実現していくのかということは大事な項目だと思いますので、障害の内容とダブっていると思うので、だから私はそれを柱にしていいいのではないかなと改めて思いました。

■会長

委員、どうぞ。

■委員

今、大変白熱な、家族、ケアラーと障害当事者の計画という形で話があって家族会の方は歴史的にも50年くらい前からいろいろ出ていますけれども、変わってきまして当事者支援が進んで制度化されたと思うのですが、その中で制度が充実してきて作業所とかも安定して作っていますが、家族の声からするとやはりまだそこを利用していない、出来ていない、いろいろな計画や取り決めがあって非常に充実してきているように見えるが、実際には家にいてずっと家族に扶養されて50代、60代、70代に本人がなっているから、家族はそれをずっと支えてきて限界になって、これ以上家族が障害のサービスを受けないまま行っていくのであれば、何のために計画があってそこに支援されている人たちが羨ましいと家族が悲鳴を上げている。そういう家族を支援していただけるような家族支援を求めているわけで、実際に目標に入れていただければ非常に家族は大いに元気が出て家族会が放置されていないと、目標にもなっているという話が出て、家族が支えてきた分を認めてもらっているという話が出て、家族が元気になれば当事者、社会も変わる元気になると我々はスローガンを持っているので、とにかく家族の支援をお願いしたいと思います。以上です。

■会長

ありがとうございました。家族支援を軽視するとかそういう話ではなくて、計画の構造的にどういう位置付けにしたらいいかということだと思いのですね。先ほど認知症のお話が少し出ましたが、認知症基本法という新しい法律も出来まして、やはり当事者が主体だということは認知症の世界の中でも法律が出来ているぐらいかなり明確になってきているので、そういったことを踏まえて私は、基本目標は当事者向けの内容で家族というものを基本目標に、だから当然位置付けるの

ですけれども、方針というところに位置付けるというのが全体の構造としてはいいのではないかなという意見なのですが、他の方はいかがでしょうか。委員、いかがでしょうか。

■ 委員

私も会長と同じようなところは思っていて、もちろん問題視といいますか重要だなというふうには思っています。施策推進連絡会に委員として参加させていただいていますが、高齢の分野とか、障害の分野とか、様々な分野でどこでも言われているのは人材不足の問題がすごく浮き彫りになっていて、そこが課題になっているというふうに感じています。そういった視点に立つと正直方針の中で位置付けていても基本目標で位置付けられていても同じようなところかなというふうに感じてはいるので、同じように課題として感じているので、他の分野でもどうなっていくのかというのはわからない部分がありますけれども、私はこのままでいいのかなというふうには個人的には感じていません。以上です。

■ 会長

ありがとうございました。ここばかり議論していると全体の議論が進まなくなってしまうので、あまりここにこだわらずいろんなご意見をいただけたらと思いますが、いかがでしょうか。高橋美佳委員からいいですか。

■ 委員

1 だと思っていたので

■ 会長

1 でもいいのです。

■ 委員

いえ、1 でもないと思って。

■ 会長

わかりました。では委員はいかがですか。

■ 委員

話を戻してしまうようで申し訳ないのですが、私の意見として資料2のお話されていた内容で、基本目標はご本人、当事者の目標なのかなと思うともちろんそれは支援する上では介護者の支援と家族の支援というのは必要、絶対あるなと思っているのですけれども、目標としてはご本人向けとなるとこの現状のこのままでいいのではないかと話を聞いて思いました。以上です。

■会長

他のところはいかがですか。

■委員

すみません。少し考え中です。

■会長

わかりました。委員、いかがでしょうか。

■委員

私もその今の議論の中で本人支援、家族支援というところで目標と方針というところ、私もどっちがいいのかというとなかなかなんとも言えないところではあるのですけれども、家族、本人ひっくるめて支援をしている中で最近起こったのが、ご家族が身体障害のあるお子さんを支えているご家庭で、お父様が介護保険利用してお母さんが本人とお父さんを支えるという状況のご家庭で、入所施設に入れる状況までいったのだけれども最後お母さんがやはり私が最後までみたいですと言ったご家庭があって、本当に本人にとってはどうなのだろう、ご家族にとってはどうなのだろう、支援員含めて皆で考えた時があったのですけれども、ここで本人とご家族を離したらお母様はたぶん少し認知的な部分も入っていたので、それがもっと進むだろうなあという話も繰り返したことがあってその経験がずっと頭に浮かんで話を聞いていたのですけれども、ただ僕が聞いていて思ったのが本人支援ももちろん大事だし、家族も大事だけど、地域で生活している以上、ご家族はひっくるめて支援をする必要があると思っていて、優劣がつけづらいなと思ったのが正直な感想でした。すみません。何の参考になるような話ではないですけれど。

■会長

いやとても参考になりましたというのは、結局この1の基本目標の中に本人向けと家族向け両方の計画が入っているというのは、この安心して地域生活を送るための仕組みづくりの中に本人も家族も入っているということが癌にされているからということだと思えるのですよね。だからそこをそういうものとして捉えるのか、家族というものを分けてあえて一つの目標にするのかというそういう議論なのだなということを理解しました。ありがとうございます。委員、いかがですか。

■委員

私もずっとお話を聞いていて自分の考えがまとまらないのですけれども、安心して住み続けられる状況を作ることですよね。でも私どもの会員ということに限っていいますと、最後まで府中市内で住み続けられるという保証が全くなく前回も言いましたけれども、やはり最終的には都外や、都内でも遠方の施設に入所するというような形にどうしてもなってしまうのですね。

かつては住み慣れた地域で暮らせるグループホームを作ってくださいと要望していた時期もあったのですが、実際グループホームで最後まで安心して生活が続けられるかというとなかなかそれも厳しい状況というのも見えてきています。

近くに医療の整った入所施設を作ってくださいというののもなかなか現実的ではないとすると、先ほどのお母さんが、「私が最後までみたい」とおっしゃたように親の心情としてはそのように思っているのも事実です。

本来だったら子供の頃はしっかり親子で向き合っていた方がいいけれども、大人になったら親も子もそれぞれ自立していけるというのが理想だと思います。ずいぶん前に聞いた話なのですが、海外では生まれてから20歳（成人）まではがっつり家族を支援して子供をしっかり家庭で育てる。ただ20歳過ぎたら社会でみるからお父さん、お母さんあとは自分たちの人生を送ってねというような仕組みがしっかりした地域があると伺いました。

そう思うと日本は全然そうではなくてむしろ子供の方に親子分離の支援が厚くお母さんが働けるくらいになっていて、反対に成人の障害者への支援は充分ではなく高齢の親が抱え込むしかないという逆転現象が起きている気がするので、その辺の支援の在り方というのは疑問に感じています。

そういったことを市の計画策定の中でどこまで検討、反映できるのかわ

かりませんが・・・。

以前どこかの委員会でも言われましたが「重度障害者のことは各自治体では難しいので広域で」という考え方は昔からありますが、障害が重かったら遠くの施設に行くのは仕方ないというのも解せない話です。

どんなに障害が重くても住み慣れた地域で暮らし続けるためには、本当に何か新しいアイデアを出さないと、今の仕組みの中では難しいのが現状なので私としても何がいいのかわからない状況です。すみません。取り留めないです。

■ 会長

ありがとうございます。何かこの計画に対して具体的なご意見というのはありますか。

■ 委員

その具体的なところが思い浮かばないといえますか。

■ 会長

わかりました。

■ 事務局

事務局からなのですが、ご意見をいろいろいただいている中ではございますが、資料2の基本目標1から方針とそれに対しての施策というところで出来れば上の方から順に協議いただきまして、介護者支援とか、家族支援もございますが、順番に決定の方など進めていただければと思います。よろしくお願いいたします。

■ 会長

順番にやろうと思ったのですが、なかなか結論が出ない感じになってしまったのでもう少し枠を広げて意見交換する中で、どこかで落としどころが見つからないかなと思って皆さんにご意見を伺っていたのですが、どうしよう、1個1個確認していった方がいいですか。

■ 事務局

ご意見をいただいたあとでその順番に進めていただければ。

■ 会長

最終的には今日確定しなくてはいけないというのは認識していますので、そうしたいと思っております。では委員はいかがでしょう。

■委員

資料1に関してですかね。

■会長

2も含めてどうですか。

■委員

2はいろいろあるのですけれども、たぶん細かくなってしまうのですけれどもいいのですか。

■会長

でもいいですよ。細かいところも出して。

■委員

でもそうすると先ほど誰かが言ったことに入ってしまうと思うので、

■会長

でもたぶん上からやっていくと今日4時までではないですか。あと50分でしょ。絶対時間が経ってしまうので言いたいことはもうとにかく全部言っていたいて。

■委員

先ほどの意見を伺っていてどちらもの射た意見だと思うのでどちらか選ばなければいけないのだらうなという感じがありまして、ご家族のいろいろなことは本当に当事者であるご家族しかわからないなといえますか、ご家族が当事者であるなというのもとても思っています、仕事の場面ではそういうことを感じているのですけれども、実際に計画の場で落とし込むということになると、方針の(5)に入れてしっかり討議した方がいいのかもしれないなと思っております。

■会長

方針に位置付けるというご意見ですか。

■ 委員

はい。方針に位置付けてという。

■ 会長

だから今方針の中には入っているから、

■ 委員

だから基本目標にどのように織り込んでいくかということが議論となっていたと思うのですけれども、そのところは現状の事務局の提案したことでいいのかなと考えております。

■ 会長

ではあと細かいところ。

■ 委員

細かいところは委員の意見を聞いて、あ、そうかと思ったのですけれども、1番の「安心して地域生活を送るための仕組みづくりの推進」の（１）と（２）で連続してみていると住まいの場のことに関してなのですが、サービスの充実ですごく細かくいろいろなホームヘルプサービスとか書いてあり、2番の安心して生活できる住まいというところではいろいろまた書いてあるのですが、サービスとしてのグループホームというのはどちらに入るのだろうなというふうに考えて、ちょうど自立支援協議会でもすまい部会でグループホームのことをやっているのどちらから入るのだろうけれども、少し明文化して（１）に住まいの充実ではないですが何か入れていただいた方がいいのかなというふうに思ったことが1つあります。

■ 会長

では（１）の中にグループホームの充実というのを1つ加える。

■ 委員

どうかと思った点があります。あとはすごく細かいことなのですが、2の相談支援体制のところ（１）の②のところなのですが、「地域の障害窓口の充実」は結局相談の窓口のことだと思うのでここはきちんと相談窓口というふうに書いた方がいいのではと思っています。それと関連して2の（２）の多機関協働による相談支援体制の構築

のところも細かいのかもしれないですけども、③の支援体制の充実は何の支援体制の充実なのかという何かわかりづらいのでここは相談だろうということだろうから、相談支援体制の充実というふうにしたらいいのではないかと思います。あと5の「障害のある人の社会参画の推進」というところで、(3)の「障害のある人の雇用・就労支援」の④の障害者活躍推進計画ですけども、ここは質問があるのですが前提として私も調査内容を読ませていただいて、障害をお持ちの方の収入がすごく少ないということはもともと知っていたのですが、それはやはり働きたいと思っている方は働ける場があるといいというふうにすごく思ったのですね。それで昨年も市役所の職員の方は雇用が進んでいないということが計画のこの会議で問題になっていたと思うのですけれども、それを受けて④を作ったのかなと思ったのですけれどもそのところがどういうふうな、活躍推進計画一応読んだのですけれども、どういう意図でどんな感じなのかなというのを伺えたらと思いました。

■ 会長

どこの意図。

■ 委員

障害者活躍推進計画を入れたというのは雇用率を上げていきましようということなのかとかそういう質問でございます。以上です。

■ 会長

ではご意見いただいた、1つは質問がありましたので事務局からご回答お願いいたします。市役所の法定雇用率の達成ということが意味合いとして入っているかどうかというご質問ですね。

■ 事務局

障害者活躍推進計画についてですが、こちら策定については既に第2次府中市障害者活躍推進計画というものがございまして、こちらの推進、より中身の充実ということでこちらに挙げさせていただいています。

■ 会長

それだと質問に答えていなくて要するに役所の法定雇用率の達成というところについての質問なのですけども、それがこの中に入って

■事務局

法定雇用率に関してもこの計画の中には職員が採用試験の状況とか、そこでその障害をお持ちの方を対象とした採用の状況とか、雇用率に関しても目標として定着率とか、そういったところは計画の中に入っております。

■会長

定着率が入っている。法定雇用率の達成は。

■事務局

計画の目標のところには実雇用率を法的雇用率以上とするという目標は掲げられています。

■会長

ではそちらの方に目標が入っているということでしたね。では質問についてよろしいですか。

■委員

はい。

■会長

ありがとうございました。あと相談という言葉が抜けているのではないかというご意見と、あとグループホームの充実というのを明文で書くべきというご意見ということですよね。ありがとうございました。では委員。

■委員

委員の方からあった私も相談支援のところは相談という言葉を入れた方がいいと思っていて最初にご指摘いただいたのでありがとうございます。それで資料1の方ですが、いろいろお話を伺っていて考え方いろいろあると思うのですけれども、私が見させてもらった時に当事者の目標としてこういう計画の立て方はいいいというふうに思って見ていました。というのも資料2の中にいろいろエッセンスが散りばめられていて、その中で推進していくのだらうという見え方は私したのでこういう計画の中でいいと思って見ておりました。ただ私も事業所で長期入所の方や通所でのご家族との対応はいつもございますので、いろいろ今ご家

族の思いとかですね、そういうところはいつも日々受けておるところですので、そういうところが切れ目なくこの中で推進されればよろしいかと私は思って感想ですが、申し訳ございません。以上です。

■会長

ありがとうございました。資料2の方の具体的な施策のところには何かご意見ありますか。

■委員

そうですね。私は(3)の②の「地域・学校・職場におけるあらゆるハラスメントの防止」というのはこういうところがもう少し具体的な何か表示が出来ればいいと思ったのですけれども、これは私が勉強不足かもしれないですけれども、実際具体的にどういうことをやっていくかというところでハラスメントだけでいいのかと少し思ったりもしたのですけれども。

■会長

例えば加えるとしたらどういうのが。

■委員

そうですね。それがわからなくていたのですけれども、考えているところで順番が回ってきてしまったので申し訳ないです。

■会長

たぶん時間的にもう1周ぐらい出来るかなと思うので、次の時までを考えていただけたらと思います。では委員、いかがでしょうか。

■委員

私も何か言えるかなと思いながらいろいろな方のご意見を伺っていたのですが、これは府中市の障害者計画、福祉計画の全体の枠組みなので体系案としては非常にこれよく出来ていると思います。これは障害のある方だけの問題ではなくて、あるなしに関わらず市民全体のことがここに書かれているわけで、バリアフリーとか意識啓発とかこういったこともなくては障害がある方の地域生活、それも自立生活を脱家族化で推進していくということは非常に難しいことです。それで障害がある子供達の療育というところも私いつも言うのですけれども、ここも非常に重

要ですしまた就労に向けた支援であれば充実ですし街づくりだった、これは行政の体系的な計画ですのでこれでいいと思います。それでただ、お一人お一人本当に委員の話とか、委員の話とか涙が出てきそうな感じがして本当に大変なのだというところをやはり拾っていく丁寧には相談支援体制、このところ情報提供ここが非常に重要だと思いますので、加えるとしたらこのここというよりも介護者支援、家族支援のところということだと取組というところの中身がもう少し何か具体的にないでしょうかと、家族会への活動支援とかピアサポート、ペアレントトレーニングの充実というこういう中身だけでよろしいのですかというようにところ少し思いました。もう少しここが全体への支援に繋がるような具体的な取り組み内容が入ってくると、よりこれを目にした人にとってもこういうことが必要なのだということがわかりやすくなるのではないかなというふうに感じました。体系自体はこれがいいと思いました。以上でございます。

■会長

ありがとうございます。では具体的に加えるとしたらどういうものを加えたらいいでしょうか。

■委員

それは私思いつきません。ごめんなさい。ただペアレントトレーニングというのを見た時にパッと思いますのは自閉症の家のお子さんに対して行われている実績がありますよね。それからピアサポートという大学などで、学生間で障害のない学生が障害のある学生を支援しながら一緒に大学生活を送っていこうという取り組みが進められておりますが、そんなことを思いつく程度であとどういう介護者支援、家族支援としてこれが全て表しているのかなというふうに少し疑問に思った次第でございます。

■会長

ありがとうございました。では何か具体的なことを思いついたらまた教えていただけますか。

■委員

考えます。一生懸命考えます。

■会長

では委員。

■委員

まず民生委員は間口が広いものですから、全体的な話になってしまうのですけれども、資料1で障害児福祉計画というところなのですけれども、話を聞けば聞くほど障害のある方と支えて持つて車の両輪だと両方一緒に回っていかないと、あっちも進まない。どちらかでも偏ればその場でぐるぐる回ってしまっていて前に進まないのだとつくづく思って、それで6なのですけれども、これ根本的な所なのですけれども、障害のある児童及び支えるものへの支援の充実というのが、私が考えうる両輪だと要するに本人と支えるものというのは同等だと両輪だということで、例えばの話ですけれども障害のある児童及び支える者への支援の充実と、それでそこで追っていくと資料2の6の(1)の⑥にも「家族等への支援」も入っていますので、それで整合性が取れるのかなと、しつこいのですけれども私の言葉で言えば車の両輪なので、両方一緒に進めていかないと前に進んでいかないのだろうなというふうに素人ながら話を聞いていてそういうふうに思った次第です。細かい資料2のことはこれからまた考えます。

■会長

わかりました。ありがとうございました。障害のある児童及び支援者への支援の充実というご提案。

■委員

そうですね。支援者、言葉は何でも支える者と私は。

■会長

家族ではなくて支える者。

■委員

要するに家族も含めて全てのその方を支える者と言ったのは資料1としては間口が広がるのかなというふうに思った次第です。

■会長

ありがとうございました。確かにライフステージによって家族の役割

というのも変わってきますものね。これもこの時代の本人と家族に対する支援、それから大人になってからの本人と家族に対する支援というふうに位置付けるというのもありなのかなと少し思いました。ありがとうございました。あと発言がなかったのが副会長。

■副会長

私もあまりよくわかっていなかったのかなというところが今回よくわかったので良かったです。現計画と提示されている案でいうと施策だったものが方針に格上げというのですかね。言ってみれば充実する方向に全体でいえるようになっていくのかなというところは1つ感想です。その上でどこに位置付くのかというところの組み換えがいくつかあったりするので、例えば災害のところは安心して地域生活を送るためだったのが、今は4の「協働・連携で進める地域共生のまちづくりの推進」とかになっていたりという辺りで、実際に計画として作る時にはそういうふうにした根拠みたいなのをたぶん示す形になるのだとは思っているので、そういう意味ではなぜ変えたのかとか、なぜどこの方針に位置付けが変わったのかという辺りは、根拠が少し説明をいただけるとより理解出来るかなというふうに思います。

■会長

具体的にはどこの説明をしていただきたいですか。

■副会長

例えば以前ですと安心して地域生活を送るためのところに災害時の支援体制の構築とかが入っていたのが、今回で言うと「協働・連携で進める地域共生のまちづくりの推進」の方に「災害時要援護者支援の体制づくり」というのが移っている、ピアカウンセリングとかは単に格上げになったのでしたか。というように細かくここが変わっているところは根拠というか背景みたいなのが共有されるといいなというふうに思いました。

■会長

ピアカウンセリングはどこですか。

■副会長

何かそういうのなかったでしたか。相談のところに以前はピアカウ

セリングの充実だったのがこれは似通ったところでいうと、1の安心してのところの介護者支援のところにはピアサポート活動の充実みたいな形で表記があるかなみたいな形で、特に注目してしまったのは施策、取組の部分ばかり見てしまったのです。そういった少し位置付け方が変わっている部分、あるいは網羅出来てないですけどもなくした部分とかというのがあればその根拠がわかるといいなと思います。

■会長

まず具体的には災害時のことの位置付けが変わったということと、あとピアカウンセリングは落としたということですね。家族介護者支援ピアサポート、家族同士のピアサポートをたぶん指していてその辺を変更した理由をお願いいたします。

■事務局

まず災害時の対策についてですが、今回「協働・連携で進める地域共生のまちづくりの推進」というところに出ておりまして、こちら③のところには「福祉避難所の充実」というところとか、市だけではなく自治会とか、地域の皆さんとの連携、そういったところに着目しまして内容としては確かに地域生活を送るための仕組みづくりの1つではありますが、連携・協働そういった部分に着目して目標の位置を変えさせていただきました。もう1つがピアカウンセリングについてですが、こちら先ほど1の(5)のピアサポート活動の充実というところにピアカウンセリングの充実をそこに含められるということで、言葉は少し変更いたしました。ピアカウンセリングの充実も内容としては残しているというふうに考えています。

■事務局

ありがとうございます。今のご説明。

■副会長

ごめんなさい。ついでにもう1点。安心して生活できる環境づくりからの民間賃貸住宅への入居支援というのが、たぶん探したのですけれども、見当たらなかった気がする。この辺は何かこうなくした根拠とか、実態というか。

■会長

5の(2)。

■事務局

安心して地域生活を送るための仕組みづくり1番、案としては1番ですが現計画では5になっています。民間賃貸住宅の入居支援とか、住まいを選択する機会の確保、②現計画、青冊子の方では②と④について「居住支援の仕組みづくり」としてまとめております。「居住支援の仕組みづくり」の代わりに統合しております。

■副会長

わかりました。

■会長

よろしいですか。では先ほどのピアカウンセリングのご説明は、これは家族支援のところに入っているから何か違うのではないかと思います。ピアカウンセリングは障害のある当事者同士が支え合うということなのです。家族の方に入っている。家族同士が支え合うというのはピアサポートとかそういうことでいいと思うのですけれども、今の説明だと少し違うのではないかと。では委員。

■委員

資料2のまず1の(2)の安心して生活できる住まい・環境づくりの①「地域生活支援拠点の運営」というのが、事前質問でこれは地域生活支援センターのことを指しますというふうに回答されているのですけれども、こちらの質問の回答がただこの住まいの場とか環境づくりというところで考えると、地域生活支援拠点は府中市では面的整備ということで、相談支援とかあとショートステイとかを皆で生活支援拠点として支えていきましょうということになっているので、その運営なのではないかなというふうにここについてはそう考えます。あと先ほど委員がおっしゃっていたように介護者支援、家族支援というところでの取組というのはこの項目ではなくもっと家族支援は何をするのかというのをもう少し違う、私も具体的には出ないけれども違うのではないかなというふうに思っています。あと4番の(3)の「福祉人材の確保・育成・定着支援」というのは本当に府中市内、大変なことになっているのでこれは重点課題なのではないかなというふうに思います。以上です。

■会長

ありがとうございました。重点課題がこれでいいかどうかというのもご意見いただきたいと思うので、では「福祉人材の確保・育成・定着支援」は重点課題にするべきということ、家族支援のところは違うのではないかなということだとたぶん事務局も困ると思うので、単語ではなくていいのですけれども、例えばこういう要素を入れたらどうかとか何かそういう少しいメージ出来るようなことを言っていただけると、とてもありがたいです。何かありますか。

■委員

家族への相談の充実とか。

■会長

ではそれが1つの案ですね。委員は先ほど話して少しご意見があると。ではもう2周目、あと25分なので今度はもうご発言いただいたことも含めて、委員、いかがですか。何かありますか。

■委員

先ほど出ていましたけれども、福祉人材の確保というところでは私もすごく危機感を感じておりまして、ただでさえ人材、少子化でもうどこの企業分野も人の取り合いになっていて正直私が勤務している施設でも、今までだったら、このやり方で何とか人が集まってきたけれど、今はどうにもならないなど。正直、施設側の運営としても、危機感を感じています。逆に福祉サービスを使っている人たちからしてもヘルパーさんを使って、自分の希望している生活を送りたい人がいるけれども、それがもう既に成り立たなくなっているというのを目の当たりにしていて、本当にもうどうしたらいいのだろうというのをひしひしと感じておりまして、どこに載せるのがいいのかというと私もわかりませんが、かなり力を入れていかないといけないことなのかなと思ってはいます。

■会長

ありがとうございます。超重点とかそういう。では委員、いかがですか。

■委員

いろいろお話を聞いていた中で、基本目標ということについては家族会のそういう家族の支援も方針があるここに入るのかなというふうには少し思っています。当事者と家族、確かに家族も当事者に近いものになっていて大変苦しいものがあるのですけれども、あくまでも障害者の福祉サービス計画なので、そこに目標として家族が入るのは、今はまだ早計かなと感じてこれはこの部分ではいい案が出ているのかなと思いました。以上です。

■会長

何かこちらの施策の具体的なところで何かご意見はありますか。或いは重点項目で重点と書いてあるところを少しこういうふうにした方がいいのではないかな。

■委員

その辺はわかりません。

■会長

あとは先ほど委員からこの1の「安心して生活を送るための仕組みづくりの推進」は家族、本人というふうに分けるものではないのではないかなというようにご趣旨の意見をいただいて、確かにそうだなと思ったのですけれども、そういう理解の仕方でいいというそういう感じでいいですか。

■副会長

はい。

■会長

ありがとうございます。では委員、いかがでしょうか。

■委員

家族と当事者が一体になってしまったような張本人なのですが、きちんと分けて考えなくてはいけない障害の状態の人もしゃると思います。でも今だと一緒になってしまっていることが多いかもしれないので、きちんと家族と当事者と両方を支えていくという形で進めていってもらえたらいいと思います。以上です。

■会長

具体的な施策のところでは何かご意見ありますか。要するにここも重点にした方がいいとか。

■委員

先ほどおっしゃった「福祉人材の確保・育成・定着支援」ということは方針も取り組みも施策も同じ文言になっているのでたぶん方針で挙げたけれども、では具体的に何したらいいのだろうと具体的な言葉が出なくて同じことが重複しているのかなと思うのですけれども、障害福祉に関わる人が少ないということの中に障害者を知らない、その仕事があることを知らない、高齢分野とか他の職種に比べて知られていないということも結構大きいのかなという、同じ福祉に携わろうと思って勉強していた人も高齢者はイメージしやすいのでそちらにいかれる方が多くて、やはり障害者福祉は選択される方が少ないというのを聞くので、もっと障害者福祉とか、障害のある人の生活とかがより広がって知ってもらえるような何か取り組みをする必要があるのではないかなというの 생각합니다。

■会長

ありがとうございます。障害福祉の仕事の理解、促進とかそんなようなニュアンスといたしますか。

■委員

そうですね。

■会長

確かに同じ言葉が入っているからもう少し噛み砕いてですね。ありがとうございます。では委員、いかがでしょうか。

■委員

あまり細かいところで確かに「福祉人材の確保・育成・定着支援」のところで、国の先ほど配られた改正の概要というふうになっていたのですけれども、本当に委員が言うようによく知ることの1つで障害当事者が研修に関わることの重要性を記載とか、確保で定着がないですよ。この仕事の魅力みたいなのを伝えていける何かがあるといいなというふうに本当に思っています。府中市の方でもプロモーションビデオ

みたいなものを昨年作られたと思うので、そういうことをやるとか、この文言にするにはもう少し時間いただいて考えていきたいと思います。以上です。

■会長

ありがとうございました。この人材確保のところは何かもう少し書き足した方がいいというご意見ですよね。では委員。

■委員

先ほどハラスメントのところ少し引っかかってしまったのですが、これはハラスメントのままでいいかなと思ってカスハラもあるかなと思って、もう少し広い意味でハラスメントというところを具体的に書けるといいかなと少し思っていたのですが、これでいいのかなとただこちらの方針の方でもハラスメントの防止で後ろもハラスメントの防止になっていて少し物足りなさを感じたところがありました。これでいいと思います。あと先ほど委員の方からも話あったかと思いますが、6の(2)のところで相談支援の充実というのを具体的に入れた方がいいのかなと、いろいろ悩み抱えていてどこに相談したらいいのだろうという窓口、もしかするとはばたきの機能強化の中に入ってくるのかもしれないのですが、具体的に施策としては挙げるのがいいかなと思って意見です。以上です。

■会長

6のところということですね。

■委員

はい、そうです。

■会長

だから障害児相談の充実とかそういう文言。ありがとうございました。では委員。

■委員

私も気になるとすれば4の(3)「福祉人材の確保・育成・定着支援」と取組が同じ表現になっているところが気になります。施設で働く場合とそれから個人がヘルパーとして派遣されていく場合と、いろい

ろどんどん辞めていくとかそれから成り手がないというところの事情というのは違うだろうなと思うので、もう少し丁寧に調査してみる必要があるのではないかなというふうには思います。

■会長

では委員。

■委員

何度も申し上げた通り私民生委員としてここに出ておりまして、民生委員というのは障害者だけではなくて困っている方全てということで、いろんな活動をしているのでこの資料2の細かいことについてはより知識が深い方が考えていただいたことで、もうこれでいいのだろうなというふうに思っております。それでその全般の中で話をするとまずボランティア人材も含めて人材の確保というのは全ての業種で共通の課題になっておりまして、これは委員、両委員、要するにたぶん全ての皆さんが、人が足りないということで特にこの業界私も含めて、私の役割はボランティアですけれども、この業界で働いている方も決してIT業界に比べて給料が高いわけではないし、それはもう気持ちで給料を担うという世界だと思っているのでそういう中で人材確保するというのは他業種より、より大変だろうなというのはつくづく感じております。ですからこの人材確保というのは永遠の要するに現時点のテーマだろうなというふうに雑談で話を濁しております。具体的なことは浮かんでないのでそんな話をさせていただいて終わりにさせていただきます。

■会長

ありがとうございました。では委員。

■委員

今日の朝刊に性被害のSNS支援でこれが限定的であって消費者相談に壁があるという記事が出ていました。これは性被害相談ということに限らず今回の調査においてもSNSの調査が載っていましたがけれども、それはおそらくお互い知り合い同士の交流とか、あとYouTubeとかそういうものに限定すると思うのですけれども、障害者相談のところでメールを含めてSNSをどういうふうにして今後拡充していくかということが1つのテーマになると思いますので、この具体的な文書はあれですけれども、2番のどこかに一言項目に入れた方がいいのでは

ないかなというふうには感じました。2 番の相談支援体制の枠の中です。

■ 会長

ありがとうございました。消費者被害の防止ということと考えていいですかね。消費者被害の防止。

■ 委員

今回載ったのは性被害、性暴力ですね。でもこれはそういうふうに掲載したのですけれども、それに限らずそういうメール等を利用した相談体制の確立を出来るかどうかという、ワンストップとする支援センターは全国に56か所あるけれどもSNSを利用するのは9か所に留まっているという記事が載っていたので府中市としてどうするかというのは今後の課題かなというふうに思います。

■ 会長

それは虐待ハラスメントの防止のところに位置付けるというのはいかがですか。

■ 委員

そこら辺はよく、具体的なところはお任せということで。

■ 会長

東京都は性被害に遭った時のワンストップ窓口というのは設けられているのですよね。そういったところは具体的に書けるのではないかと思いますし、あと消費者庁も消費者被害のことに對してすごく取り組んでいるのですね。特に障害のある方の消費者被害には結構関心を持っていらっしゃるってリーフレットとかも出されているので、そういったこともこの虐待ハラスメント防止の中に含めてこちらに位置付けるというのでいかがでしょうか。

■ 委員

その辺のことは会長と事務局の方でよろしくお願いします。

■ 会長

わかりました。そういう要素を入れるということですね。では委員。

■委員

時間迫っておりますので手短に2つございます。修正ベースで話させていただきます。1つはにも包括、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの検討とこれは健康づくり、保健医療の充実とあるのですが実はにも包括はものすごく広範な概念でして、これを安心して地域で暮らすこの項目に入るのはいい。でも精神障害にも対応した地域ケアのシステムの推進というのは方針の方に設けるべきだと思います。前回もそういうふうになっております。だからこの項目はここの一部の施策の細かい話ではなく全体にも関わる話なのです。人権、福祉、住まいいろんなことが関わってくるので位置付けとしては方針の方に（6）でも或いは中間でも場所はどこでも結構です。おくべきだというのが1つ。それでその具体的な施策というのはいろんな国の方もですが、アウトリーチというのは非常に大事だと言われていて例えばアウトリーチ等のため保健所を含む関係機関の連携強化とか入れていただけると結構だと思います。そのにも包括の方針が1つ出来て（6）でもいいです。その具体的な施策としてアウトリーチ等関係機関（権利擁護を含む）としていただいても結構ですが、連携強化というのが1点です。2つ目に1の（3）「地域における見守り・支え合いの推進」、この③として居場所づくりとしていただいて地域における居場所づくり、具体的に言うと子ども食堂とかそういうものなのですけれども、そういうのをもっと地域に設ける必要があると思います。③として居場所づくりです。これはコメントですけれども、支援拠点としてセンターとかそれを中心にやるのはいいのですけれども、今回の調査でも地域包括支援センターとか使っているというのものはものすごく頻度が低いのです。ほとんどは家族、親族、友人という自分の周りの人を求めているわけですから、地域生活支援センターを強化しても本当にその場に行ける人が少ないということを私はコメントしております。だからそれを具体化するために1の（3）の具体的な施策として③居場所づくり（子供食堂）と入れていただければいいと思います。まだ食堂については、僕は友人達から話しをもらったのですけれども、府中市には給食センターがあるのでそれを例えば活用してはどうか。子ども食堂で調理はするのは難しい。でもそこに夕方に給食センターから持って行ってあとは配膳するというだけでかなりの子供たち、課題を抱える人が集まる居場所づくりになるだろうという意見が出ておりますので、ここでは参考までの話ししました。以上です。

■会長

ありがとうございました。コミュニティ食堂でいいですか。

■ 委員

結構です。

■ 会長

ありがとうございます。では委員。

■ 委員

3点ほど、まず2の相談支援体制の(1)なのですけれども、たぶん誤植なのではないですか。基幹的と的是はたぶん違うなと思いました。あとは委員もおっしゃっていたのですけれども、介護者支援、家族支援1にも2にも絡むのかなというところが感じたのと2のどこかにピアカウンセリングとかピアサポートとかは一緒に入れていただけるといいのかなと思いました。あと4の協働・連携に関していうと(1)の①の障害理解のところでもここも1行しかないのです。たぶん具体的な施策書いた方がいいかなと思ったのでAIを活用して聞いてみましたけれども、市民への普及・啓発、学校・子どもへの福祉教育、企業・地域団体への理解促進、行政関係機関の理解向上みたいな感じで4つ入れた方がいいのかなというふうに思いました。もう1つは福祉人材のこちらも取り組みおそらく市役所の方で何がいいかという意見を求めているのかなと思っているので、人材の確保支援というところで既に府中市としては就職説明会でやっているのです、それを入れた方がいいかなと思いました。あと人材の育成というところで例えば新人研修とか専門研修とかそういうのは各事業所とかでやると思うのですけれども、そこら辺を何か一体的にやれる仕組みがあったらいいかなと思いました。働きやすい職場づくり、定着支援というところと事業所支援、ネットワーク強化この4つがあればいいのかなと思います。以上です。

■ 会長

ありがとうございました。では副会長から。大丈夫。そうですか。どうぞ。

■ 委員

この4の(3)の福祉人材の確保のところでも改めて業務のことを思い出してみると、先ほど委員がおっしゃっていましたけれども福祉教育の

推進とかそういうのをここに私は入れてもいいのかなと、福祉教育の推進という形で業務の中で障害の当事者相談員と学校等に出前講座という形で、市内の小中学校に3校から4校ぐらい行くのですけれども、あと以前高齢の方で業務をしていた時にも認知症サポーターということでも学生の方にお話をしに行くこともあったのですけれども、学校によっては難しいと断られることも結構あって、小学校と中学校に車椅子の当事者相談員の方と一緒に行く時によく話をしているのは、今すぐその子供達がすぐ福祉については興味を持つことはないかもしれないけれども10年後、20年後にいずれもしかすると福祉に関心をもってくれるのではないかな。その時のために一つ一つ小さいステップだけでもやってみましょうねという話をしながら、業務をしているのですけれども、学生の頃から障害とか福祉に対して興味を持っていたけるそういう機会を事業の中で取り入れてくれたり、あと学校の方が窓口を広げてくれたりするとよりいずれ人材確保に繋がるのかなと思ったので、この取り組みの中に福祉教育の推進とか文言が合っているかどうかかわからないのですけれども、入れてみたらどうかというふうに思いました。以上です。

■ 会長

ありがとうございます。そうしたらこの人材確保のところは障害者福祉の仕事への理解促進とかそういうふうにさせていただいてよろしいですか。福祉教育はどちらかというと市民への福祉に関する理解が主幹かなと思うので、そちらに福祉教育は位置付けでいいでしょうか。

■ 委員

はい。

■ 会長

ありがとうございます。私も何点かあるのですけれどもいいですか。人材確保のところは外国人労働者を採用しないともう本当に人が確保出来ないという時代に入っているので、外国人労働者の雇用促進みたいなのは入れた方がいいのではないかと思いますし、ここも本当に重点項目ではないかなと思いました。それからあとアンケート見て思ったのが(6)の「災害時要援護者支援の体制づくり」の①「障害特性に配慮した防災対策の充実」、これは障害種別で心配していることがかなり違うのですよね。だからここもアンケートを受けて重点項目にした方がいい

のではないかと思います。それからグループホームの充実というのは私もこれはちゃんと明文にしてこれも重点項目にした方がいいのではないかと思います。アンケートを見ると特に知的障害の人で求める声が子供の頃から結構多いのですよね。それから地域生活支援拠点、地域生活支援拠点等というのが制度上の名称なので等をきちんと付けていただいた方がいいのではないかと思います。あとにも包括の方針の方に出すというのは私も賛成で、施策の方というと非常に階層が下になってしまうので、にも包括は方針に出した方がいいと思います。それで最初のところに戻るのですけれども、家族支援を基本目標にするかこのままで立てるかということについてはいかがでしょうか。ではこれは委員と委員にご意見伺います。

■ 委員

全般の意見はこれでいいのではないかという意見が多かったように思いますので、会長と事務局にお任せいたします。

■ 会長

委員。

■ 委員

私は、基本目標は理念なのでこういう表現でいいと思って、方針の方でしっかり確保が出来たのでそれと具体的施策の方に介護者への支援というのとも言えましたので私は満足です。

■ 会長

わかりました。ありがとうございます。あと児童を1にするというのは。6を1に。どうでしょう。それともこのままの方がいいでしょうか。どうぞ。

■ 委員

今まで最後の6になっていましたよね。今まで何か意見はありましたか。市民からパブコメとかで何で6番なのだからというような、あれば1に上げてもらって、世論対策の話なのですけれども。

■ 会長

では何か今までそういうご意見はありましたでしょうか。

■事務局

今まで特に市民の方からのご意見はございません。

■会長

委員。

■委員

6番のところに家族の支援を入れるかどうかとい文言もありましたよね。それはどうなりますか。もしそれを入れるのだったら府中市はそれを1番に持っていくということになると、結構目立っていいのかなとも感じましたけれども。

■会長

もうお帰りになってしまいましたけれども委員からでしたか。委員。

■委員

良いと思っています。ただ府中市としてどこに力を入れるかという度合といいますかそこら辺を表すのかなと思ったりします。個人的には子どもを中心に考えていくという視点は変ではないといいますか面白い考え方だなとも思うのでやってみてもいいのかなと思いました。

■会長

中心というよりも年齢に沿って考える方が自然かなというそういう意味合いと私は。

■委員

そうなのですけれども、僕は府中市としてやはり子どもをどう考えていくのかみたいなことを見せる良いメッセージなのかなと思いますという意見です。

■会長

そうですか。子ども子育て支援計画とか別の子どもの計画もあるので、そこと何か一体に見えるかもしれないというようなこともあるかもしれないですけれども、ではこのままにしますか。

■ 委員
全然。

■ 会長
はい。

■ 副会長
どうしても障害児福祉計画があとからなのでいつも順番がこうなってしまうので、ここでせっかくなら1番に持っていくのはいいと思います。

■ 会長
はい。

■ 委員
では委員のおっしゃった通りこれを1にして障害のある児童及び支えるものへの支援の充実、そして1のそういうことですね。それで異論ありません。

■ 会長
そうですか。では他の皆さんもよろしいですか。

(発言者なし)

■ 会長
構文的といいますかたぶん文書管理の方でそれでいいかどうかというのは審査が必要かなと思います。

■ 事務局
計画の明文の仕方ですけれども、障害福祉計画、障害児福祉計画というふうな順番もございまして、基本目標の順番について決められているというものではございませんが、その辺りこちらの方でも確認させていただいた上で次回また共有いたします。

■ 会長
ではそこは事務局の方にお預けして、それではだいぶ時間が超過して

しまいましたけれども、あと何か言い残したことがある方いらっしゃいますか。大丈夫ですか。

(発言者なし)

■ 会長

では一つ一つ確認はしませんでしたけれども、意見をまとめてまた次回。次回は6月ですよ。

■ 事務局

次回の会議のことでお伝えいたします。次回は資料としては修正したものはお配りさせていただきますが、内容としては進行管理の令和7年度実績を行います。またそちらも資料等でお示ししたいと思っております。次回の会議の日程についてなのですが、5月29日金曜日になりまして時間が午前中になります。午前10時から12時になりまして場所は今回同様の予定になります。また近くなりましたら開催通知としてお知らせさせていただきますので、引き続きよろしくお願いいたします。

■ 会長

ありがとうございます。では以上で今日の会議は終わらせていただきます。どうもありがとうございました。